

さいきの恵み農産物認証要綱

制定：令和6年1月10日

一部改正：令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、佐伯市の農業を消費者の食の安全性や環境保全への関心の高まりに対応した魅力ある農産物「以下「さいきの恵み農産物」とする。」の認証について必要な事項を定め、もって安全・安心でおいしい農産物を安定的に供給できる環境保全型農業の推進及び持続可能な農業を確立することを目的とする。

(認証基準)

第2条 さいきの恵み農産物の認証基準は、別紙『佐伯市有機農産物独自認証基準』（以下「認証基準」とする。）のとおりとする。

(認証対象農産物)

第3条 認証の対象となる農産物は、佐伯市内の学校給食への出荷や不特定多数の消費者への販売を目的に生産されかつ、ほ場において第2条の認証基準を遵守し生産された農産物（飲食料品に限る。）であること。

(認証の申請資格)

第4条 認証の申請を行うことができる者は、第3条に該当する生産者のうち佐伯市内に住所又は事業所を有する者及びその団体とする。
また、申請の下限栽培面積は、水稻は概ね10a以上、野菜・多年生作物は概ね3a以上とする。

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする者は、市が定める所定の期日までに以下の書類を揃え農政課へ提出する。

- (1) さいきの恵み認証制度申請書（野菜）（様式第1号）
- (2) さいきの恵み認証制度申請書（水稻）（様式第2号）
- (3) 申請する生産ほ場及び周辺図（任意様式）
- (4) 栽培管理日誌（任意様式）
- (5) 資材証明書（任意様式）
- (6) 資材、種苗の購入伝票

2 有機農産物の日本農林規格（以下「有機JAS認証」とする。）を取得する者が認証を受けようとする場合は、以下の書類を揃え農政課へ提出する。

- (1) さいきの恵み認証制度申請書(有機ＪＡＳ認証取得者)（様式第6号）
- (2) 有機ＪＡＳ認証の取得を証明する書類
- (3) 有機ＪＡＳ認証を受けたほ場の所在地が確認できる書類

(認証の審査及び決定)

- 第6条 農政課は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容について検査・確認を行う。審査は、佐伯市有機農産物に係る独自認証制度認証審査委員会（以下「委員会」とする。）が行うものとする。
- 2 農政課は、申請の内容を確認するとともに、農林水産省の有機登録認証機関である第三者（おおいた有機農業研究会）に書類検査並びに現地検査の協力を依頼することができる。
 - 3 審査は、委員会が、前述の検査・確認を踏まえ実施し、認証基準に適合すると認められる場合、認証を決定する。また、第5条の申請内容が認証基準に適合しない場合、その理由を付して認証しないことを判断する。
 - 4 市は、委員会の決定を受け、認証を決定された者には認証書を交付する。また、認証基準に適合しない者には、認証しない旨を通知する。
 - 5 第5条第2項の規定により有機ＪＡＳ認証を取得する者が、有機ＪＡＳ認証を受けているほ場を申請する場合は、第三者の書類検査並びに現地検査、委員会の審査を省略することとする。

(認証の表示及び認証ロゴシールの使用)

- 第7条 第6条第3項の規定により認証書の交付を受けた者（以下「認証者」という。）は、当該農産物の出荷販売にあたり、認証の表示を行うことができる。
- 2 認証の表示は、認証ロゴシールを農産物または包装・容器に直接貼り付けるものとする。また、認証者が認証ロゴを印刷し使用することは認めない。
 - 3 認証ロゴシールの使用については、以下の書類を農政課に提出する。
 - (1) さいきの恵み農産物認証ロゴシール申請書（様式第3号）
 - 4 認証ロゴシールは認証農産物以外に付してはならない。
また、他人に譲渡してはならない。
 - 5 市は、認証の表示が不適切であると判断した場合、認証者に改善を指示することができる。しかし認証者が改善しない場合、認証を取り消すとともに、認証マークの使用中止を命ずることができる。

(認証の有効期間)

- 第8条 認証の有効期間は、第6条第4項による認証日から1年間とする。
- 2 第6条第5項の規定により認証を受けた場合の有効期間は、有機ＪＡＳ認証の取得を証明する書類に記載された認証年月日から1年間とする。

(実績報告)

第9条 認証者は、認証農産物の生産出荷実績について、認証を受けている期間の末日までに以下の書類を揃え市へ報告するものとする。

- (1) さいきの恵み農産物認証ロゴシール管理表（様式第4号）
- (2) 栽培管理日誌（任意様式）

(認証内容の変更)

第10条 認証者は、認証された内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、その内容を遅滞なく市に報告する。

- (1) 認証者の名称が変更された場合
- (2) 代表者が変更された場合
- (3) 認証基準に適合しない状況に至った場合
- (4) その他、市へ報告の必要があると認める事項が生じた場合

2 市は、前項の報告について、その内容が認証基準に適合しないなど、認証の継続に不都合が生じる場合、第10条の規定により認証を取り消すことができる。

(認証の取消)

第11条 市は、第7条第4項及び第10条第2項の規定によるほか、認証者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、委員会に諮り審議のうえ、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する認証基準に適合しなくなった場合
- (2) 偽りやその他不正な手段により認証を受けた場合
- (3) その他、市が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合

(認証者の遵守事項)

第12条 認証者は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証農産物の適正な栽培、出荷、販売及び品質管理に努めるとともにこれらの記録を認証の申請にかかる生産年から起算して3年間保管すること。
- (2) 消費者及び取引業者などに対して誤解を与えることのないよう、表示及び認証ロゴシールを適切に使用及び管理すること。
- (3) 認証農産物の生産及び出荷に関する情報を必要に応じて公表し、消費者及び取引業者などからの照会に対して、説明責任を果たすこと。
- (4) 市が行う現地調査並び臨時検査について、円滑に進むよう協力するとともにその指示に従うこと。なお、臨時検査については、予告なく実施するものとする。
- (5) 市が、残留農薬の調査などを行う場合、必要な試料の抽出及び提供を無償で

を行うこと。

- 2 認証者は、他の機関等から認証農産物の管理方法や農薬の残留などについて、不適切な事実を指摘された場合には、直ちに事実関係の調査、確認及び原因の究明を行い、結果を市に報告しなければならない。
- 3 認証者は、認証農産物に係る事故または苦情が発生した場合及び第10条の規定による認証の取消などによって損失が生じた場合は、自らの責任によって対処しなければならない。

(現地調査)

第13条 市は、必要と認めるときは現地調査を行い、認証者に改善その他の措置を講じるよう指示することができる。

(物品の貸与)

第14条 さいきの恵み農産物に関連し、市が所有するのぼり旗並びにポールを貸与することができる。利用を希望する者は、別記「さいきの恵みのぼり旗貸出規定」に従い、以下の書類を農政課に提出すること。

(1) さいきの恵み農産物のぼり旗等使用申請書（様式第5号）

(その他)

第15条 この要綱に定めるものその他、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。